

## 施策の柱3 地域住民がともに支え合う地域づくり

### 1 地域包括支援センター（おとしより相談センター）

#### 【現状】

地域包括支援センターは、日常生活圏域における地域包括ケアを有効に機能させること等を目的に設置しており、本市では平成18年4月から市直営で1か所、平成19年4月からは2か所（社会福祉法人へ委託）を増設しましたが、平成22年4月からは市直営を廃止し、社会福祉法人へ委託しました。また、平成27年9月に1か所を増設し、現在、4か所（南部・西部・東部・北部）で運営しています。また、よりわかりやすく親しみやすいセンターとするため、平成23年4月からは「おとしより相談センター」という通称名にしました。

地域包括支援センターには、専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等）が配置され、互いに連携し一体的に業務を行う体制となっています。

地域包括支援センターの業務は、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務となっています。

#### (1) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者等が地域において自立した日常生活を送れるよう、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型や通所型サービスのほか、一般介護予防事業やインフォーマルサービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援事業所に業務の一部を委託している利用者については、介護予防サービス計画原案の内容の妥当性の確認、介護予防サービス計画に係る実施後の評価を実施し、業務が適切に行われるよう指定居宅介護支援事業所に対し、助言・指導等を行います。

#### (2) 総合相談支援業務

##### ①実態把握

医療機関や民生委員児童委員、居宅介護支援事業所等の介護保険事業者など、様々な機関や関係者と連携しながら支援を必要とする高齢者等を把握します。

##### ②総合相談業務

高齢者に関わる相談内容は、複雑かつ多様になってきています。地域包括支援センターは、その内容を的確に判断し、必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、必要かつ適切なサービスにつなぎます。

##### ③地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者の把握やその方に対する継続的な支援を行う上で、高齢者に関わる医療・介護サービス関係者、民生委員児童委員、自治会などの地域の方々等、多くの関係者の協力が不可欠です。そのため、地域包括支援センターは、地域における様々な関係者とのネットワークの構築に努めます。

また、継続的な支援を必要とする高齢者について、心身の状況の変化等にあわせた適切な対応が図れるよう関係者と連携を図りながら、状況の把握や支援を行います。その際は、常に情報の共有を意識し、必要に応じて個別支援会議等を開催し、支援経過の確認や再発防止等を図ります。

### (3) 権利擁護業務

認知症や虐待等により自らの権利の主張や権利を行使することが困難な状況にある高齢者に対して、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点から、関係機関と連携しながら高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用支援、虐待や消費者被害の未然防止、対応等を行います。

### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ①包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

高齢者の心身の状況等の変化に応じた適切な支援を行うため、主治医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の多職種の相互協働による連携体制を構築します。また、介護支援専門員等の実践力向上支援として、介護支援専門員の不足している知識や技術などを明らかにし、それらを研修や事例検討会、ケアプランの振り返り等で高めることを目指します。

#### ②介護支援専門員への個別支援等

居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言等を行います。特に、介護支援専門員が相談しやすい環境づくりや介護支援専門員から信頼を得ることが重要であり、そのため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携を図りながら、相談等に対して、丁寧かつ継続的な支援に努めます。

#### ③主任介護支援専門員との連携

包括的・継続的ケアマネジメントの実践を可能にするため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員の果たすべき役割を認識し、地域の主任介護支援専門員と連携します。

(表 4-104) 地域包括支援センターの設置数，相談件数

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
センター数	3	4	4	4
相談件数 (件)	7,632	6,657	9,239	5,200

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

(表 4-105)

## 地域包括支援センター一覧

施設名	所在地	実施主体	担当圏域	開設年月日
南部地域包括支援センター (南部おとしより相談センター)	金上	社会福祉法人 ひたちなか市 社会福祉協議会	勝田第一中学校区域 大島中学校区域	平成 19 年 4 月 1 日
西部地域包括支援センター (西部おとしより相談センター)	津田	社会福祉法人 北養会	勝田第二中学校区域 田彦中学校区域	平成 19 年 4 月 1 日
東部地域包括支援センター (東部おとしより相談センター)	烏ヶ台	社会福祉法人 克仁会	那珂湊中学校区域 平磯中学校・ 阿字ヶ浦中学校区域	平成 22 年 4 月 1 日
北部地域包括支援センター (北部おとしより相談センター)	足崎	医療法人 博仁会	勝田第三中学校区域 佐野中学校区域	平成 27 年 9 月 1 日

## 【今後の方針】

支援を必要とする高齢者にきめ細かな対応と地域包括ケアの推進を図っていくため、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、地域包括支援センターの評価結果及び地域包括支援センター運営部会の意見を踏まえて、機能強化及び人員体制整備を検討し、その確保に努めていきます。

また、地域包括支援センターは、地域連携のコーディネーター役として、個別支援に早急に対応できるよう、民生委員児童委員協議会や自治会など地域との交流を積極的に行うとともに、多職種間で連携できる拠点となることで、地域包括ケアシステム構築に向けた基盤の整備に努めます。

さらに、地域包括支援センターは、介護離職の防止など、介護に取り組む家族等を支援する観点から、土日祝日の開所や電話等による相談体制の拡充、地域に向いた相談会の実施など地域の実情を踏まえた相談支援の強化に努めます。

## 2 地域包括ケア推進事業（地域ケア会議の開催）

### 【現状】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域の体制づくり（地域包括ケアシステム）を推進するため、平成25年度より、以下の3つの会議を双方向の連携を図りながら開催しています。なお、検討結果等はひたちなか市高齢者福祉計画推進会議に報告し、それに対する意見・助言等は、地域ケア会議や小地域ケア会議にフィードバックしています。

#### ①個別支援会議（地域包括支援センター主催）

民生委員や介護サービス事業者等、多種職が協働して支援方策を検討することにより、関係者間の連携がとれた有効な支援と高齢者の課題解決機能を強化することを目的に、主に支援困難な個別ケースに対して必要に応じ開催しています。

#### ②小地域ケア会議（地域包括支援センター主催）

8つの日常生活圏域（勝田一中、勝田二中、勝田三中、大島中、田彦中、佐野中、那珂湊中、平磯中・阿字ヶ浦中）ごとに、自治会長、民生委員、高齢者クラブ役員、薬剤師、介護サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等、地域で活動している方々を構成員として、活動を通じた地域課題の抽出と解決方法の検討、地域の関係者等の相互連携、ネットワーク機能を高めることなどを目的に3か月ごとに会議を開催し、認知症や見守りなど構成員から提起された課題について話し合いを重ねています。

#### ③地域ケア会議（市主催）

地域包括支援センター、訪問看護事業所、社会福祉協議会、市の関係各課の職員で構成し、小地域ケア会議で提起された課題等に対して、必要な取組の検討や関係機関の連携強化などを目的に開催しています。

(表 4-106)

## 実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度
個別支援会議 (回) 合計	9	3
南部地域包括支援センター	1	2
西部地域包括支援センター	1	1
東部地域包括支援センター	3	0
北部地域包括支援センター	4	0
小地域ケア会議 (回) 合計	32	16
南部地域包括支援センター	8	4
西部地域包括支援センター	8	4
東部地域包括支援センター	8	4
北部地域包括支援センター	8	4
地域ケア会議 (回)	6	3

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

## 【今後の方針】

地域包括支援センターと連携しながら各会議を引き続き開催し、地域課題の発見、解決を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### 3 地域福祉推進体制整備事業（生活支援体制整備事業）（☆）

ひとり暮らし高齢者や高齢者二世帯、認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、買い物、ゴミ捨て、庭木の剪定、移送等の生活支援、健康体操やレクリエーション活動などによる介護予防、見守り・安否確認、地域サロンの開催等の必要性が増加しています。また、一方で、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援等の担い手として活躍することが期待されています。

地域福祉推進体制の整備にあたっては、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、自治会、NPO法人、社会福祉協議会などの活動と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化、地域住民の地域福祉活動の推進及び世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを一体的に図っていく必要があります。

#### （1）地域福祉コーディネーター

地域の意見の集約、市独自の地域福祉事業の企画・立案等を行う第1層地域福祉コーディネーターを市に配置します。

##### 【現状】

平成28年度に社会福祉課内に第1層コーディネーターを1名配置し、地域の意見の集約等を行うとともに、コミュニティ等への事業説明を通じて、日常生活圏域における第2層協議体の設置を推進しています。

##### 【今後の方針】

コミュニティ等への事業説明を継続して、コミュニティ等との合意形成を図りながら、第2層協議体の設置に努めるとともに、設置された第2層協議体と連携して、地域の意見の集約、地域福祉の担い手の育成等に努めます。

## (2) 協議体

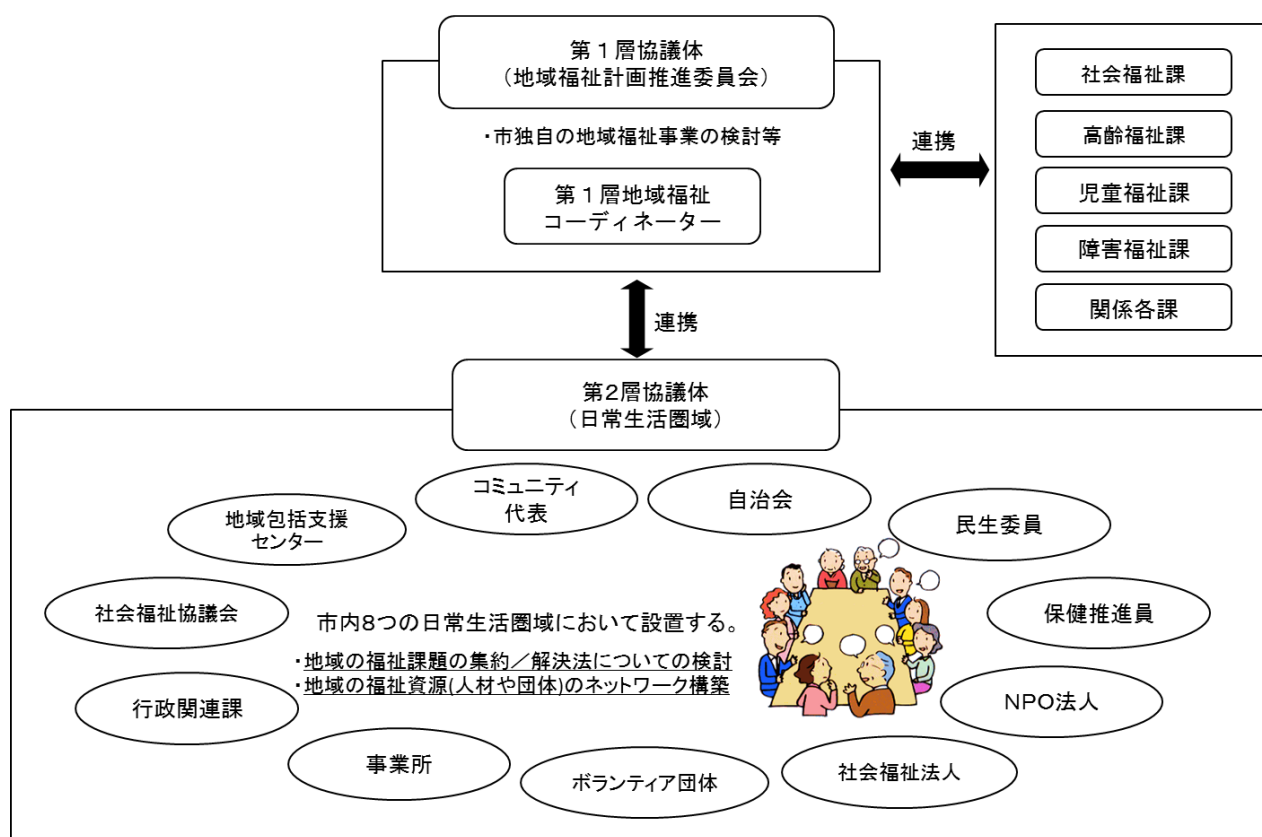
市独自の地域福祉事業の検討等を行うため、市地域福祉計画推進委員を構成員とする第1層協議体を設置するとともに、地域の福祉課題の集約、解決法についての検討、関係者間の定期的な情報共有と連携強化等を行うため、自治会長、民生委員、NPO法人、ボランティア団体、社会福祉法人、地域包括支援センター、社会福祉協議会等を構成員とする第2層協議体を日常生活圏域ごとに設置します。

### 【現状】

日常生活圏域の地域活動の拠点であるコミュニティ等を中心に話し合いの場を設け、地域の福祉課題などについて考えながら、第2層協議体の設置について協議しています。

### 【今後の方針】

日常生活圏域の地域活動の拠点であるコミュニティに理解を求めながら、市内8つの日常生活圏域における第2層協議体の設置を進めます。



(図 4-1) 地域福祉推進体制整備事業 (地域福祉コーディネーターと協議体)

## 4 地域福祉活動の充実

### (1) 高齢者相談員活動

#### 【現状】

市社会福祉協議会が実施している事業で、高齢者相談員（3名）が70歳以上のひとり暮らし高齢者宅や75歳以上のふたり暮らし高齢者世帯、日中独居者宅で希望される方を訪問し、悩みごとや生活上の相談に応じ、必要な場合は行政や地域包括支援センターなど関係機関と連携して対応を図っています。

(表 4-107) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問延べ回数 (回)	4,365	4,614	2,768	860

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

#### 【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の相談に適切に応じられるよう関係機関等との連携等に努めます。

### (2) 地域介護ヘルパー養成研修事業

#### 【現状】

この事業は、茨城県が提唱している「茨城県地域介護ヘルパー養成研修」の一環で、市民が在宅での介護や地域のボランティア活動を行うため、介護・福祉に関する講義・訪問介護サービスの同行見学・デイサービスセンターでの実習などの基礎的な研修を行っています。

(表 4-108) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
修了者数 (人)	13	11	13	16

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

#### 【今後の方針】

地域ボランティアの育成や在宅介護者の介護知識習得のため、継続して実施します。

#### 【目標値】

(表 4-109)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
修了者数 (人)	20	25	30



### (3) ファミリー・サポート・センター事業 (★)

#### 【現状】

普段の生活において手助けを必要とする方（利用会員）と、手助けができるボランティア（協力会員）を繋ぎます。利用会員の居住家屋内の簡易な清掃や片付け、食事の支度や後片付け、衣類の洗濯などを行います。会員間のコーディネートは社会福祉協議会が行い、市民ボランティアが利用会員宅で活動を行います。

(表 4-110) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用会員数 (人)	171	187	199	200
協力会員数 (人)	169	171	188	193
利用件数 (件)	2,003	2,029	2,388	1,059
利用時間数 (時間)	2,730	2,663	2,924	1,268

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

#### 【今後の方針】

協力会員の確保に努めるとともに、介護保険サービスとの住み分けを具体化し、必要な方に必要な手助けを提供します。

#### 【見込量】

(表 4-111) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
利用会員数 (人)	205	210	215
協力会員数 (人)	200	210	215
利用件数 (件)	2,300	2,325	2,350
利用時間数 (時間)	2,700	2,750	2,800

### (4) 情報の提供

#### 【現状】

福祉に対する市民の理解を深めるために、各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集等について、市報やホームページ、地域包括支援センター等を通じて情報提供を行っています。また、地域において「市政ふれあい講座」なども実施しています。

#### 【今後の方針】

各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集など、引き続き市民に対して情報提供を行い、福祉活動への参加啓発に努めます。

## 5 関係団体との連携

支援を必要とする高齢者等に対し、必要なサービスを的確に、効率的に、そして一体的に提供していくことが重要です。そのために、医療・保健・介護・福祉の関係団体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら活動していくことが大切です。

### (1) 社会福祉協議会

ひたちなか市社会福祉協議会は、地域に密着した福祉活動の中心的な役割を担っています。地域に根ざした活動を行うため、全自治会を社会福祉協議会支部と位置付けて、地域の福祉活動に取り組んでいます。また、平成12年度からは、各介護保険サービスを提供しています。

民間福祉活動団体の中核組織である市社会福祉協議会は、社会環境の変化に伴う住民ニーズの把握に努め、各事業の効率的運営を進めるとともに、社会福祉団体との連携を図っていきます。

### (2) 自治会

自治会は、誰もが安全で安心して暮らせる住み良い地域社会をつくるために、関係機関と連携しながら、防災・防犯・交通安全対策の強化に努め、ひとり暮らしの高齢者の見守りなどを行っています。また、地域における諸問題の解決や住民同士の親睦と融和を図るための活動に取り組んでいます。平成29年9月末現在83の自治会があります。

自治会の地域福祉活動としては、敬老会等の開催の他、社会福祉協議会支部として、小地域ネットワークや緊急通報システムへの協力、高齢者のふれあい活動などを展開しています。高齢者を含む地域住民の皆様が安心していきいきと暮らせるよう、地域福祉の推進に取り組んでいます。

### (3) 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者で、常に住民の立場に立ち必要な援助を行うため、住民からの相談、生活状態の把握、福祉に関する情報の提供、関係行政機関の業務への協力など、社会奉仕の精神に基づいて活動を行っています。

民生委員は、地域における最も身近な相談窓口として、さらに、保健・福祉サービスや介護保険サービスにおける行政とのパイプ役など、地域福祉を推進する担い手としての役割が期待されています。

本市の民生委員は、定数244名で市内を8地区に分けて活動しています。

また、各地区で組織する民生委員児童委員協議会は、民生委員が保健・福祉サービスや介護保険サービスを十分に理解し、地域で活躍できるよう研修等の企画・運営を行い、活動の充実を図っています。

#### (4) 高齢者クラブ

高齢者クラブは、高齢者が住み慣れた地域で、親しい仲間と生きがいのある毎日を過ごせるよう、楽しく語らい、健康づくり運動や趣味、教養学習活動、旅行、スポーツなどに取り組んでいます。

また、地域を豊かにする活動として、公園清掃等の社会奉仕や、児童の登下校の見守り、世代間交流などの活動を行っています。

#### (5) ボランティア

市内には多くの福祉ボランティア団体が独自の活動を行っています。また、地域ごとにある自治会や子供会、高齢者クラブ、小・中学校・高校、ボーイスカウト、ガールスカウト、商工会議所、企業などが地域福祉活動に取り組んでいます。

市社会福祉協議会では総合福祉センター内にボランティア活動センターを設置し、ボランティア養成講座やボランティア通信の発行など、ボランティア活動がより一層活発に行われるよう支援しています。平成29年9月末現在、ボランティア活動センターへの登録団体数は86団体です。

#### (6) NPO法人

平成10年12月の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行後、市内のNPO法人の数は24団体（平成29年9月末現在）で、まちづくりや介護、福祉、環境、教育、子育て、文化、芸術などの分野で活躍しています。

本市では、地域社会の課題やまちづくりに取り組む市民の交流活動拠点施設「ひたちなか市市民交流センター ひたちなか・ま」を、勝田駅東口にあるビル「win-win（ウィン-ウィン）」に平成24年4月に開設しています。この施設は、NPO法人と協働で運営しています。市民交流センターの2階にはサロン室（事務室）と多目的室、1階にはコミュニティギャラリーがあります。

## 6 在宅生活を支えるサービス

### (1) 小地域ネットワーク事業

#### 【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者が、安心して生活できるような地域づくりを目的として、近隣の方々で見守りネットワークを組織し、声かけや見守りをとおして、日々の安否の確認等を行っています。

(表 4-112) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ネットワーク数	735	807	861	896

※ 平成 29 年度は 9 月末現在

#### 【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、事業の必要性が高いため、地域の方々の理解と協力を得ながら、ネットワーク組織の促進に努めます。

#### 【見込量】

(表 4-113) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
ネットワーク数	950	1,000	1,050

## (2) 緊急通報システム事業

### 【現状】

疾病の急変など不慮の事態の時、身につけたペンダント等の操作で消防本部に通報することができるシステムです。70歳以上のひとり暮らしで要介護の認定を受けている方または重度疾病のある方を対象としています。

本市では、小地域ネットワーク事業と一体的に取り組み、緊急時の対応だけでなく、ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

また、重度の要介護者（原則要介護3以上）や重度障がい者（障害手帳1級、2級、療育手帳④A等）と同居している場合も対象とし、事業の拡充を図っています。

(表 4-114) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
端末設置台数 (台)	290	301	308	304

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

(表 4-115) 通報・出動回数

区 分		平成 28 年度
通報回数 (回)		916
内 訳	出動回数 (救急車) (回)	46
	テスト通報 (回)	717
	誤報 (回)	139
	相談等 (回)	14

### 【今後の方針】

民生委員等関係者との連携や広報等を通じて周知を徹底し、対象者の把握に努めるとともに、地域との連携を維持し、地域のニーズを勘案しながら、継続して事業を実施します。

### 【見込量】

(表 4-116) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
端末設置台数 (台)	322	329	336

### (3) ひとり暮らし高齢者台帳整備事業

#### 【現状】

65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、必要時の安否確認や避難行動要支援者支援制度の利用の有無を確認するため、地区の民生委員の協力を得て、緊急連絡先や生活状況等を調査し、ひとり暮らし高齢者台帳を整備しています。

(表 4-117) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
台帳登載者数 (人)	3,373	3,574	3,740	4,507

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

#### 【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、事業の必要性が高いため、継続して実施し、緊急時等における連絡先の確保に努めます。

#### 【見込量】

(表 4-118) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
台帳登載者数 (人)	4,200	4,400	4,600

#### (4) 配食サービス事業

##### 【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者二世帯、おおむね60歳以上の心身に障がいのあるひとり暮らしの方を対象に、バランスのとれた食事を提供することによる栄養保持と安否確認を目的として、月曜日から金曜日の夕食を配達しています。

(表 4-119)

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数 (人)	145	124	159	168
延べ利用回数 (回)	17,082	16,137	21,031	14,828

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

##### 【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、事業の必要性が高いため、継続して実施します。

##### 【見込量】

(表 4-120)

見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
利用実人数 (人)	190	210	230

## (5) 愛の定期便事業

### 【現状】

安否確認の必要な70歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、乳製品を概ね1日おきに配布し、健康保持や孤独感の解消を図りながら、安否確認を行うサービスです。

(表 4-121) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	588	613	615	584

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

### 【今後の方針】

継続して実施しますが、ひとり暮らし高齢者の安否確認を目的とする他のサービスとの併給の適否など、事業の推進方策について検討します。

### 【見込量】

(表 4-122) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
利用人数 (人)	600	615	630

## (6) 福祉電話貸与事業

### 【現状】

電話を保有していない所得税非課税世帯の65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、緊急時等の通信手段の確保等のため、電話回線及び電話器を貸与する事業です。安否の確認や相談に応じるとともに、基本料金を助成します。

(表 4-123) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	31	27	24	17

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

### 【今後の方針】

携帯電話の普及により、固定電話を所有しない世帯は少なくなっていますが、被保護世帯など低所得の高齢者支援のため、事業を継続して実施します。



## 【見込量】

(表 4-124) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
利用人数 (人)	21	21	21

## (7) ふれあい電話相談事業

### 【現状】

70 歳以上のひとり暮らし高齢者で希望される方を対象に、ボランティアグループが電話を通じて安否確認や話し相手となり、孤独感の解消等を図る事業です。現在、3 つのボランティアグループが活動しています。

(表 4-125) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ相談人数 (人)	6, 269	4, 997	5, 502	2, 835

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

### 【今後の方針】

一人暮らし高齢者の増加に伴い、事業の必要性が高いため、ボランティアの人員確保に努めていきながら、継続して実施します。

## 【見込量】

(表 4-126) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
延べ相談人数 (人)	6, 000	6, 000	6, 000

## (8) 生活管理指導短期宿泊事業

### 【現状】

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が困難で、かつ要介護認定が「自立」と判定されたひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活を送るうえで必要な指導及び支援を行います。宿泊の期間はおおむね 7 日以内です。

(表 4-127) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	2	1	1	2
利用延べ日数 (日)	4	7	7	16

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

**【今後の方針】**

事業の周知及び対象者の把握に努め、継続して事業を実施します。

**【見込量】**

(表 4-128)

見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
利用人数 (人)	2	2	2

**(9) 家族介護者支援事業****①介護教室****【現状】**

ねたきりまたは認知症高齢者等を在宅で介護している家族や住民、並びに高齢者の介護に関心のある方を対象に、介護方法や介護者の健康づくりなどの知識と技術の習得を目的とした教室を開催しています。

(表 4-129)

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数 (人)	93	160	194	62

※ 平成 29 年度は 9 月末現在 (全 5 ヶ所 7 回のうち 2 ヶ所 2 回実施)。

**【今後の方針】**

多くの参加が得られるよう事業の周知及び内容の充実に努め、継続して事業を実施します。

**【見込量】**

(表 4-130)

見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
参加人数 (人)	320	320	320

## ②介護者交流事業

### 【現状】

自宅で要介護3以上の要介護者を介護している方を対象に、介護者同士の交流を通して、介護の情報交換や、日頃の在宅介護の負担軽減をして頂くことを目的に、日帰り旅行等を実施しています。

(表 4-131) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数 (人)	15	17	9	15

### 【今後の方針】

多くの介護者が参加できるように、内容や事業の周知方法等を検討し、継続して事業を実施します。

### 【見込量】

(表 4-132) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
参加人数 (人)	20	20	20

## ③介護慰労金支給事業

### 【現状】

要介護3から5までに該当する要介護者を、常時在宅で介護している方に対し24,000円を支給しています。また、要介護4から5までに該当する要介護者で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方を常時在宅で介護している方に対しては、100,000円を支給しています（要介護者及び介護している方が市民税非課税世帯に属していることが支給の要件）。

(表 4-133) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給人数 (人)	45	45	59	47

### 【今後の方針】

介護をしている方の負担軽減を図り、在宅での介護を支援できるよう、事業の周知を図り、継続して実施します。

## 【見込量】

(表 4-134) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
支給人数 (人)	65	67	69

## ④介護マーク配布事業

### 【現状】

介護者や付添者が、異性のトイレに付き添う場合や異性の下着等を購入する場合などに誤解等を持たれないようにするため、茨城県が平成 24 年に介護者等が使用する「介護マーク」を作成し、本市では同年 10 月から配布を始めました。

(表 4-135) 実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配布枚数 (枚)	33	19	8

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

### 【今後の方針】

引き続き介護者等に「介護マーク」の配布について周知を行うとともに、施設や店舗などへの事業の周知・啓発に努めます。

## (10) 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成事業

### 【現状】

要介護 3 以上の要介護認定を受け、在宅でおむつを必要としている方に、おむつ購入助成券 (1 枚につき 2,000 円を助成。毎月 1 枚利用可。) を交付しています。

(表 4-136) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付人数 (人)	1,020	1,028	1,009	833
利用枚数 (枚)	7,291	7,526	7,418	3,605

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

### 【今後の方針】

介護をしている方の負担軽減を図り、在宅での介護を支援できるよう、事業の周知に努め、継続して実施します。

### 【見込量】

(表 4-137) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
交付人数 (人)	1,020	1,040	1,060

## (1 1) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

### 【現状】

要介護 3 以上の要介護認定を受けている在宅の高齢者を対象に、自宅で使用している寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うことで、清潔保持と生活環境の向上を図る事業です。

(表 4-138) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	98	92	122	72

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

### 【今後の方針】

介護をしている方の負担軽減を図り、在宅での介護を支援できるよう、事業の周知に努め、継続して実施します。

### 【見込量】

(表 4-139) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
利用人数 (人)	135	145	155

## (1 2) 在宅高齢者短期保護事業

### 【現状】

介護者の疾病等により、要介護者等が介護保険による短期入所生活介護サービス等の利用範囲を超えて特別養護老人ホーム等による保護が必要なとき、21 日を限度として介護費用等を助成する事業です。

(表 4-140)

## 実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数 (人)	0	0	0	0
延べ利用日数 (日)	0	0	0	0

※ 平成29年度は9月末現在。

## 【今後の方針】

緊急時に必要な事業として、事業の周知及び対象者の把握に努め、継続して実施します。

## 【見込量】

(表 4-141)

## 見込量

区 分	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
利用人数 (人)	2	2	2

## (13) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

## 【現状】

65歳以上の方または医療費受給対象者の方を対象に、はり・きゅう・マッサージ助成券(年間15枚、1枚につき1,000円を助成)を発行して、施術費用の助成を行っています。なお、1人あたりの年間平均利用枚数は約5枚となっています。

(表 4-142)

## 実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
交付人数 (人)	1,628	1,773	1,520	1,214
利用枚数 (枚)	9,583	9,161	8,101	4,104

※ 平成29年度は9月末現在。

## 【今後の方針】

継続して実施しますが、高齢者の更なる利用促進のため、事業の推進方策を検討します。

## 【見込量】

(表 4-143)

## 見込量

区 分	平成30年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度
交付人数 (人)	1,700	1,700	1,700

## 7 福祉意識の醸成

### (1) 小中学校等における福祉体験学習

#### 【現状】

市社会福祉協議会が市内 29 の小中学校を福祉教育推進校として指定するなどし、次代を担う児童・生徒が高齢者や要介護者、障がい者に対する理解が深められるよう、小・中・高校において福祉体験学習を実践しています。内容は、高齢者疑似体験、車いす、アイマスク、点字、手話、盲導犬、介護等の体験学習、福祉講話などです。

(表 4-144)

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数 (回)	59	52	46	26
参加人数 (人)	4,044	3,722	3,356	1,246

※ 参加人数には保護者も含む。平成 29 年度は 9 月末現在。

#### 【今後の方針】

児童・生徒が高齢者や障がい者等について理解を深められるよう、学校等との調整を図りながら、継続して実施します。

### (2) 青少年ボランティアスクール (★)

#### 【現状】

市社会福祉協議会が、市内の小学校 5、6 年生が夏休みを利用して、高齢者や障がいがある方々とのふれあいを通して、福祉やボランティアについて関心と理解を深めることができるような学習機会を提供しています。

(表 4-145)

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数 (人)	45	30	70	65

#### 【今後の方針】

VR (バーチャル・リアリティ) を活用した認知症の疑似体験など、児童が楽しみながら、高齢に伴う心身の変化や高齢者の介護について学習できるよう、企画運営に努めます。